５．「業態調書」の記入のしかた

⑶　**「業態調書（物品調達）」**の記入のしかた

　　ア　この書類は、「物品調達」に業者登録申請をするかたが作成してください。

　　イ　「物品調達」の中で登録を希望する「登録項目（物品の種類）」について、「登録の希望」欄に「○」印を付けてください。

　　　（注１）　項目「その他」の「上記に属さない物品」に○印をつけたかたは、別紙14.『取扱物品一覧表』も作成してください。

　　　（注２）　項目「フォーム印刷」又は「その他の印刷」に○印をつけたかたは、別紙15.『取扱い印刷物及び生産設備の一覧』も作成してください。

　　ウ　「登録項目（物品の種類）」ごとに対象となる物品の具体例を「具体的な物品等の例」欄に示していますので、ご参照ください。

　　エ　販売、製造等について、法令等に基づく許可や登録が義務づけられているものは、その許可や登録等を受けていなければ、本市に対して業者登録申請を行うことができません。

　　オ　法令等に基づく許可や登録を受けている場合は、その許可証・登録証や登録証明書等の写し（証明年月日が業者登録申請を行う日から３か月以内のもの）を添付してください。